

令和 3 年 度

佐賀市決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

佐賀市監査委員

佐 市 監 査 第 217 号
令 和 4 年 8 月 25 日

佐賀市長 坂 井 英 隆 様

佐賀市監査委員 力 久 剛

佐賀市監査委員 千 綿 正 明

令和 3 年度佐賀市決算に基づく財政健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 7 月 19 日付け佐市財第 89 号で審査に付された令和 3 年度佐賀市決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

目 次

令和３年度佐賀市各会計決算に基づく健全化判断比率審査意見

第１	審査の対象	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第２	審査の期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第３	審査の方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第４	審査の結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第５	比率別の状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	実質赤字比率	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	連結実質赤字比率	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	実質公債費比率	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	将来負担比率	・・・・・・・・・・・・・・・・	4

令和３年度佐賀市公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見

第１	審査の対象	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第２	審査の期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第３	審査の方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第４	審査の結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第５	事業別の状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
参考資料			7
用語の解説			8

令和３年度佐賀市各会計決算に基づく健全化判断比率審査意見

第１ 審査の対象

令和３年度佐賀市各会計決算に基づく健全化判断比率

第２ 審査の期間

令和４年７月１９日から令和４年８月１０日まで

第３ 審査の方法

健全化判断比率の審査に当たっては、健全化判断比率及びその算定基礎事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及びその他の関係法令等に従い適正に算定され、作成されているかについて、関係諸帳簿及び証拠書類の照合を行い、関係者に説明を求めるとともに、決算審査の結果も考慮して審査を行った。

第４ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定基礎事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に従い適正に算定され、作成されているものと認められた。

健全化判断比率の状況

(単位：％、ポイント)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減(ポイント)	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25
実質公債費比率	1.7	1.7	0.0	25.0
将 来 負 担 比 率	—	—	—	350.0

※「—」は、比率が算定されない（実質赤字額、連結実質赤字額又は将来的に負担すべき実質的な負債額がない）ことを意味する。

※「ポイント」は、前年度の％との比較を示したものである。

第５ 比率別の状況

１ 実質赤字比率

実質赤字比率は、実質収支が黒字のため、前年度に続き算定されない。
なお、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率（％）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

また、実質赤字比率算出のための数値は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	金 額	実質赤字比率	—
歳入決算額	118,726,315		
歳出決算額	114,767,430		
翌年度へ繰り越すべき財源	818,926		
実質収支額	3,139,959		
標準財政規模	56,299,975		

※「—」は、比率が算定されないことを意味する。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字のため、前年度に続き算定されない。

なお、比率は次の算式による。

$\text{連結実質赤字比率（％）} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$			
--	--	--	--

また、連結実質赤字比率算出のための数値は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

会 計 名		実質収支額	資金不足・剰余額
一 般 会 計 等	一般会計	3,139,959	—
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	311,518	—
	国民健康保険診療所特別会計	0	—
	後期高齢者医療特別会計	82,266	—
法 適 用 企 業	自動車運送事業会計	—	483,944
	水道事業会計	—	5,764,639
	工業用水道事業会計	—	38,472
	下水道事業会計	—	1,783,547
	富士大和温泉病院事業会計	—	1,435,749
小計		3,533,743	9,506,351
連結実質収支額		13,040,094	
標準財政規模		56,299,975	
連結実質赤字比率		—	

※「—」は、該当数値がないことを意味する。

※資金不足・剰余額の欄は、資金不足額が生じた場合は負の値、資金剰余額が生じた場合は正の値で表示している。

※資金不足額の算式については、P6に掲載している。

3 実質公債費比率

実質公債費比率は、1.7%で、前年度と同率であり、早期健全化基準 25.0%を下回っている。

なお、比率は次の算式による。

$$\text{単年度実質公債費比率（％）} = \frac{(\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{①②に係る基準財政需要額算入額})}{\text{④} - \text{①②に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

$$\text{実質公債費比率（％）} = \text{直近 3 か年の単年度実質公債費比率の平均}$$

①元利償還金（繰上償還等を除く。） ③特定財源

②準元利償還金 ④標準財政規模

また、実質公債費比率算出のための数値は次表のとおりである。

(単位：千円、％)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
元利償還金（一般会計等）①	9,581,750	9,349,493	9,300,858
一般会計	9,581,750	9,349,493	9,300,858
準元利償還金②	1,567,065	1,551,996	1,621,485
国民健康保険特別会計	17,388	19,463	18,944
国民健康保険診療所特別会計	409	336	236
自動車運送事業会計	0	0	0
水道事業会計	16,063	12,586	7,675
工業用水道事業会計	2,875	2,854	2,988
下水道事業会計（公共）	606,297	534,397	589,042
下水道事業会計（特環）	104,580	209,778	241,261
下水道事業会計（農集）	158,543	186,715	190,640
下水道事業会計（浄化槽）	29,210	24,434	20,989
富士大和温泉病院事業会計	139,568	141,112	143,852
一部事務組合	455,986	368,954	343,089
公債費に準ずる債務負担行為額	36,146	51,367	62,769
特定財源③	957,609	948,174	962,704
国、県からの利子補給	0	0	0
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	1,465	2,866	1,527
公営住宅使用料	308,398	285,903	262,327
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	647,746	659,405	698,850
その他	0	0	0
①②に係る基準財政需要額算入額	9,290,395	9,239,047	9,208,536
標準財政規模④	56,299,975	54,041,763	52,247,519
単年度実質公債費比率	1.91623	1.59425	1.74517
実質公債費比率（3か年平均）	1.7		

※実質公債費比率は、単年度分は小数第6位四捨五入、3か年平均は小数第2位切捨てとなる。

4 将来負担比率

将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能な財源等が上回っているため、前年度に続き算定されない。

なお、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率（％）} = \frac{\text{①} - (\text{②} + \text{③} + \text{④})}{\text{⑤} - \text{⑥}} \times 100$$

- ①将来負担額 ④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
 ②充当可能基金額 ⑤標準財政規模
 ③特定財源見込額 ⑥元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

また、将来負担比率算出のための数値は次表のとおりである。

(単位：千円、％)

区 分	金額等
将来負担額①	124,051,495
地方債の現在高	94,302,663
債務負担行為に基づく支出予定額	481,231
公営企業債等繰入見込額	13,268,770
組合負担等見込額	3,340,514
退職手当負担見込額	12,658,317
設立法人の負債額等負担見込額	0
地方道路公社	0
土地開発公社	0
地方独立行政法人	0
第三セクター等	0
連結実質赤字額	0
組合等に対する連結実質赤字額負担見込額	0
充当可能基金額②	22,967,517
特定財源見込額③	8,813,321
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額④	104,918,578
標準財政規模⑤	56,299,975
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額⑥	9,290,395
将来負担比率	—

※「—」は、比率が算定されないことを意味する。

令和3年度佐賀市公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和3年度 佐賀市自動車運送事業会計決算に基づく資金不足比率
 令和3年度 佐賀市水道事業会計決算に基づく資金不足比率
 令和3年度 佐賀市工業用水道事業会計決算に基づく資金不足比率
 令和3年度 佐賀市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率
 令和3年度 佐賀市立富士大和温泉病院事業会計決算に基づく資金不足比率

第2 審査の期間

令和4年7月19日から令和4年8月10日まで

第3 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及びその他の関係法令等に従い適正に算定され、作成されているかについて、関係諸帳簿及び証拠書類の照合を行い、関係者に説明を求めるとともに、決算審査の結果も考慮して審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に従い適正に算定され、作成されているものと認められた。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
自 動 車 運 送 事 業 会 計	—	20.0
水 道 事 業 会 計	—	
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	
富 士 大 和 温 泉 病 院 事 業 会 計	—	

※「—」は、比率が算定されない（資金不足額がない）ことを意味する。

第5 事業別の状況

資金不足比率は、各事業会計において資金不足は生じていないため、算定されない。

なお、比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率（％）} = \frac{\text{【資金不足額】（①＋②－③）－④}}{\text{【事業の規模】 ⑤－⑥}} \times 100$$

①流動負債

④解消可能資金不足額

②特定の地方債※の現在高

⑤営業（医業）収益

③流動資産

⑥受託工事収益

※「特定の地方債」とは、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債である。

また、資金不足比率算出のための各事業会計の数値は次表のとおりである。

（単位：千円、％）

区 分		自 動 車 運 業 会 計	水 事 業 会 計	工 業 用 水 事 業 会 計	下 水 道 事 業 会 計	富 士 大 和 温 泉 病 院 事 業 会 計
流 動 負 債 (B/S)	A	125,831	1,143,440	6,293	4,573,997	263,312
(控除企業債等)	B	37,322	513,387	2,919	3,863,829	147,762
流 動 負 債	A-B ①	88,509	630,053	3,374	710,168	115,550
特 定 の 地 方 債 の 現 在 高	②	0	0	0	0	0
流 動 資 産 (B/S)	C	572,453	6,394,692	41,846	2,584,015	1,551,299
(控除財源)	D	0	0	0	90,300	0
流 動 資 産	C-D ③	572,453	6,394,692	41,846	2,493,715	1,551,299
解 消 可 能 資 金 不 足 額	④	0	0	0	0	0
資 金 不 足 額 (①+②-③)-④		—	—	—	—	—
営 業 (医 業) 収 益	⑤	607,013	3,923,851	3,864	3,660,766	1,166,529
受 託 工 事 収 益	⑥	0	10,180	0	6,424	0
事 業 の 規 模 ⑤-⑥		607,013	3,913,671	3,864	3,654,342	1,166,529
資 金 不 足 比 率		—	—	—	—	—

※「—」は、資金不足額がない又は資金不足比率が算定されないことを意味する。

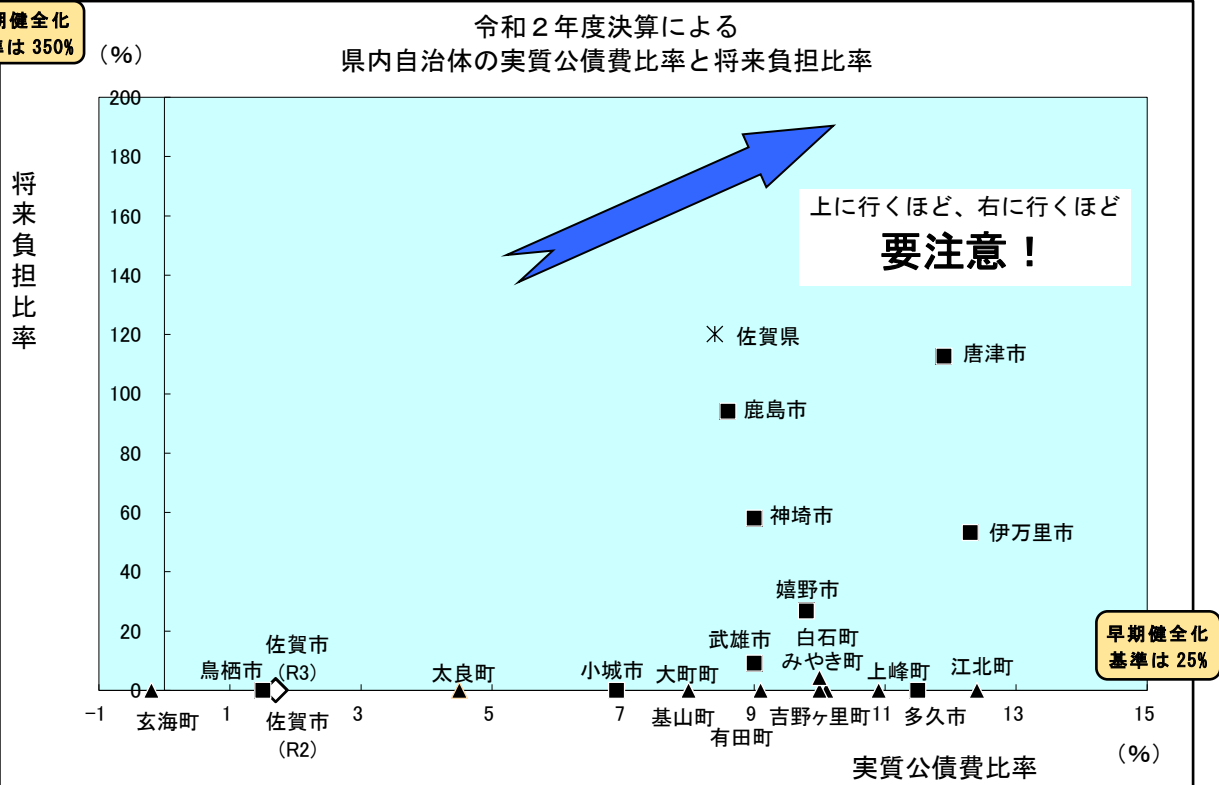
※「控除企業債等」は、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で建設改良費等に充てるためのもの。

※「控除財源」は、現年度において執行すべき事業に係る支出予算のうち、次年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で現年度に収入された部分に相当する額。

参考資料

実質公債費比率と将来負担比率の他都市との比較

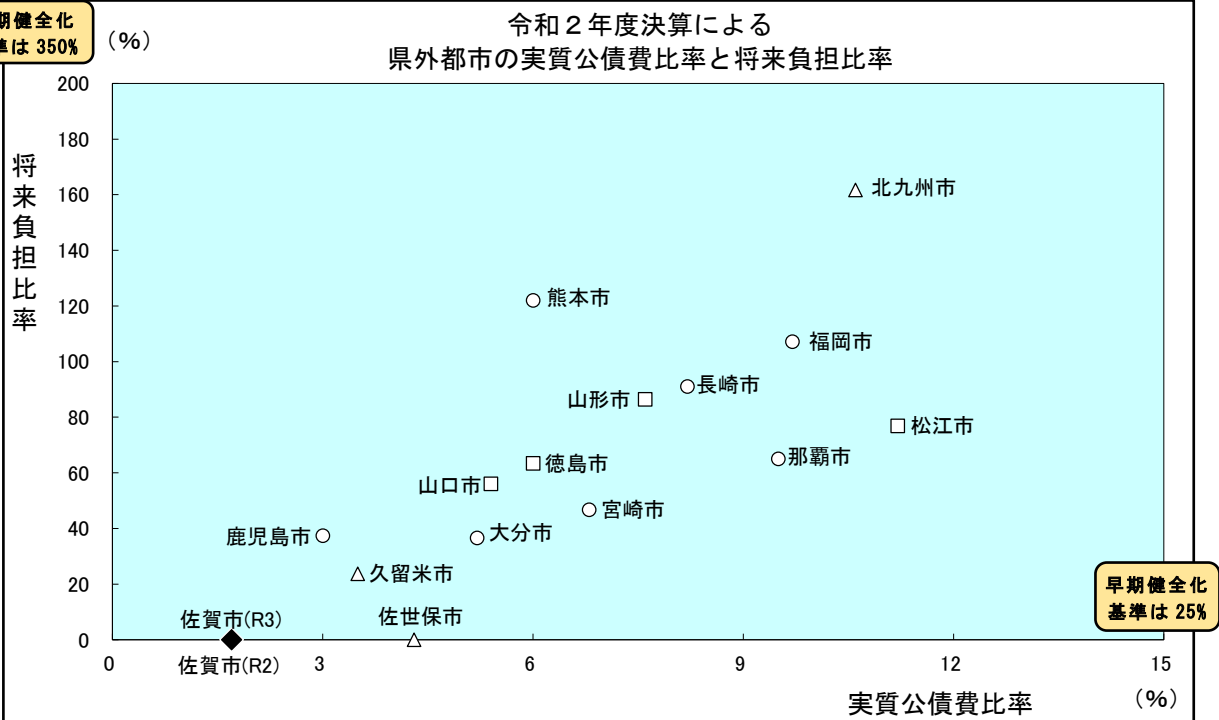
早期健全化
基準は 350%



■：市内の市

▲：市内の町

早期健全化
基準は 350%



○：九州・沖縄の県庁所在地（福岡市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市）

□：佐賀市と人口規模が同規模の県庁所在地（徳島市、山形市、松江市、山口市）

△：周辺都市（北九州市、久留米市、佐世保市）

用 語 の 解 説

用 語	解 説
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標で、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額。
実質赤字比率	普通会計の歳入決算額から歳出決算額を差し引き、さらに翌年度へ繰り越すべき財源（未収入の特定財源を除く。）を控除したものを、標準財政規模で除することにより算定する。 なお、実質収支比率と同義である。
連結実質赤字比率	実質赤字比率で捉える会計の範囲を、公営事業会計まで広げたもの。そのうち公営企業会計については、実質収支を資金不足・剰余額として捉える。
実質公債費比率	一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の、標準財政規模に対する割合を、過去 3 か年平均として算定したもの。 計算上、分子となる元利償還金等からは、使途が特定されている都市計画税などの特定財源及び元利償還等に係る交付税算入額が差し引かれ、分母となる標準財政規模からも、元利償還等に係る交付税算入額が差し引かれる。 なお、この比率が 18%以上になると、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上になると地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることになる。
将来負担比率	一般会計等が将来的に負うこととなる負担額の、標準財政規模に対する割合。 計算上、分子となる負担額の、当市における主なものは、地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額及び退職手当負担見込額である。 また、分母となる標準財政規模からは、元利償還等に係る交付税算入額が差し引かれる。
早期健全化基準	地方公共団体の財政の健全性を計る基準のひとつで、上記 4 比率のうち、ひとつでもこの基準を超えると「財政健全化団体」となり、財政健全化計画を策定しなければならない。
資金不足比率	一般会計等の実質赤字に相当するものとして捉えることができる公営企業の資金不足額が、その事業規模に占める割合。
経営健全化基準	早期健全化基準と同様、公営企業の資金不足比率がこの基準を超えると「経営健全化団体」となり、経営健全化計画を策定しなければならない。
法適用企業	公営企業会計において、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の全部又は財務規定を適用し、経理事務を企業会計方式で行っている企業のこと。

